

フィリピン

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	5
3. 侵害の定義	7
4. 侵害の発見から解決までのフロー	13
5. 侵害に対する救済手段	21
6. 留意事項	30
7. その他の関連団体	31

1. 侵害対策関連法令

1. 1 フィリピン知的財産法(共和国法 No.8293、2008年7月4日施行)

The Intellectual Property Code of the Philippines

第2部 特許に関する法律

第8章 特許を受ける権利を有する者の救済

第76条 侵害に対する民事訴訟

第77条 外国人による侵害訴訟

第80条 損害、通知の要件

第84条 繰り返す侵害に対する刑事訴追

第12章 実用新案の登録

第108条 実用新案への特許の規定の準用

第13章 意匠及び集積回路の回路配置

第119.1条 意匠に第8章の規定を準用

第119.3条 集積回路配置に第8章の規定を準用

第3部 商標、サービスマーク及び商号に関する法律

第155条 救済、侵害

第156条 提訴及び侵害に対する損害と救済

第157条 侵害品の廃棄命令に関する裁判所の権限

第158条 損害賠償及び通知義務

第 160 条 商標若しくはサービスマーク権利行使に関する外国法人の権利

第 162 条 虚偽若しくは詐欺的宣言に対する提訴

第 168 条 不正競争、権利、規則及び救済

第 169 条 出所の虚偽、虚偽の説明若しくは表明

第4部 著作権に関する法律

第 17 章

第 216 条 侵害に対する救済

第 217 条 刑事罰

第 226 条 損害

1. 2 知的財産法実施細則

① 知的財産権を含む法律違反に関する行政不服申立についての実施細則

Rules/Regulations on Administrative Complaints for Violation of Laws Involving IP Rights (改正履歴、No. 29, 2001 及び No. 186, 2010)

② 1998年10月2日付け当事者系手続きに関する実施細則(商標、特許、実用新案、工業意匠に関する取消申請、商標及び強制実施に関する登録の異議)

Rules/Regulations on Inter Partes Proceedings

(改正履歴、No. 18, Dec. 29, 1998, No. 79, 2005, No. 12, 2009, No. 99, 2011 及び BLA Circular no. 2011-01, 2011).

1. 3 植物品新種の保護に関する法律(共和国法第 9168 号)の知的財産権規則

IRR OF THE PHILIPPINE PVP ACT OF 2002, Republic Act No.9168 : An Act to Provide Protection to New Varieties, Establishing a National Plant Variety Protection Board and for Other Purposes (2002年7月19日施行)

第 8 章 食物品種保護の侵害

第 82 条 侵害の構成要件

第 83 条 提訴先

第 87 条 損害

第 88 条 救済

第 91 条 刑事罰

1. 4 民法(共和国法第 386 号)

Civil Code of the Philippines (Republic Act No. 386)

第 3 編 第 2 章 知的創造

第 721 条-第 724 条 著作権及び特許にかかる所有

1. 5 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

第1部 一般規定及び原則

第3条 内国民待遇

第4条 最恵国待遇

第3部 知的財産の権利行使

第4節 国境措置に関する特別の要件

第51条 税関当局による物品の解放の停止

第57条 点検及び情報に関する権利

第59条 救済措置

1. 6 関税と税関法(共和国法第 1937 号)

Tariff and Customs Code of the Philippines (Republic Act No. 1937)

第 2609 条 輸入禁制品の処分

第 3601 条 強制処罰

1. 7 税関管理指令 6-2002

Customs Administrative Order 6-2002

輸入停止の解除請求(注意・保持命令)

第 II C.1 条 記録

第 II C.2 条 違法行為

抜き取り確認

第 II D 条 当局の主導権

1. 8 2003 年光媒体法(共和国法第 9239 号)

Optical Media Act of 2003 (Republic Act No. 9239)

第 16 条 認可の停止または取消理由

第 19 条 違反及び罰則

第 21 条 個人の責任

第 22 条 権利行使

第 23 条 差押物品の処分

2004 年の共和国法 No.9239 または 2003 年の光媒体法は、光媒体メディアの製造、原版作成、複製、輸出入を規制しています。光メディアには、原版作成や複製によって音声・映像を含む情報、ソフトウェア・コードが保存される記憶媒体や機器であり、高輝度のレンズスキャン機構を有する記録読取を可能とするものです。

1. 9 消費者法(共和国法第 7394 号)

Consumer Act of the Philippines (Republic Act No. 7394)

第 3 章 第 4 節 標識及び公正な包装

侵害と認められる行為

(2007 年 1 月 1 日発効、農務省管轄)

1. 10 大統領令第 913 号(1983 年)

消費者保護のため法制化と通産大臣の監督権限強化

Executive Order No. 913, series of 1983; Strengthening the Rule-Making and Adjudicatory Powers of the Minister of Trade and Industry in order to protect the Consumers.

この大統領令は 通産省が管轄する商工業活動を規制する指令に関しており、この指令違反については刑事、行政処分、或いは民事処分などが科せられる。

1. 11 2008 年安価で品質のある医薬品を提供するための法律(共和国法第 9502 号) 共和国法第 8293 号、知的財産法(共和国法第 6675 号)、1988 年後発薬品法、共和国法第 5921 号、医薬品法及びその他の目的

Republic Act No. 9502, An Act Providing for Cheaper and Quality Medicines, Amending for the Purpose Republic Act No. 8293 or the Intellectual Property Code, Republic Act No. 6675 or the Generics Act of 1988, and Republic Act No. 5921 or the Pharmacy Law and for Other Purposes, June 6, 2008.

第 7 条 知的財産法第 72 条の改正 特許に関する制限

第 9 条 知的財産法第 76 条の改正 侵害に対する民事訴訟

第 10 条 知的財産法第 93 条の改正 強制許諾事由

第 11 条 知的財産法第 93-A 条の改正 TRIPS 協定による強制許諾の利用

第 15 条 知的財産法第 159 条の改正 侵害に対する提訴の制限

1. 12 最高裁判所行政命令 No.02-1-06(2002 年 1 月 22 日)

SC ADM. Memo No.02-1-06 (January 22, 2002)

知的財産権侵害に対する民事訴訟での捜査差押規則

1. 13 最高裁判所行政命令 No.10-3-10(2011 年 11 月 8 日)

SC AMD NO.10-3-10(November 8,2011)

知的財産権事件の手続きに関する規則

2. 侵害対策関係機関

2. 1 フィリピン知的財産庁(IPOPHL)

Intellectual Property Office Philippines

住所: 28 Upper McKinley Road,
McKinley Hill Town Center
Fort Bonifacio, Taguig City 1634,
Philippines

電話: +632-238-6300~65 Ext. 205
Customer Service Ex.121-122

Fax: +632-752-4869

Website: <http://www.ipophil.gov.ph/>

[特許、商標、著作権などの知的財産権の登録手続き]

2. 2 国家捜査局(NBI)、知的財産権部

National Bureau of Investigation, Intellectual Property Rights Division

住所: NBI Building, Taft Avenue, Ermita,
Manila, Philippines 1000

電話: +632-238-6300~65 Ext. 205
Customer Service Ex.121-122

Fax: +632-526-1215

Website: <http://www.nbi.gov.ph/>

[知的財産権に対する犯罪や違反の申立を含む国家機関の知財部門]

2. 3 通商産業省(DTI)、法務部(OLA)

Office of Legal Affairs,

Department of Trade and Industry

住所: 4/F Trade and Industry Bldg.
361 Sen. Gil J. Puyat Ave., Makati City
Philippines

電話: +632-986-8976 / 751-4775

Fax: +632-751-4778

Website: <http://www.nbi.gov.ph/>

[少額の知的財産権に対する犯罪や違反の申立]

2. 4 国家警察(NP)

National Police

住所: PNP National Headquarters Camp Crame,
Quezon City, Metro Manila,
Philippines 1100

電話: +632-723-0401

Website: <http://www.pnp.gov.ph/main/>

[フィリピン国家警察機構]

2. 5 司法省

Department of Justice

住所: Padre Faura Street
Ermita, Manila
Philippines 1000

電話: +632-523-8481, 523-6826

Fax: +632-526-7643

Website: <http://www.doj.gov.ph/index.php?id1=1>

[侵害者の告発]

2. 6 税関 知的財産室

Bureau of Customs, Intellectual Property Unit

住所: 2/F, IEG Bldg.
BOC, Port Area, Manila
Philippines 1000

電話: +632-527-3864 (Enforcement Group)

Fax: N/A

Website: <http://www.customs.gov.ph/index.php>

[貨物の輸出入の水際管理]

2. 7 農業省 植物産業界植物品種保護室

Plant Variety Protection Office, Bureau of Plant Industry

Department of Agriculture

住所: 692 San Andres Street,
Malate, Manila,
Philippines

電話: +632- 525-7857 or 525-7909

Fax: +632- 521-7650

Website: <http://bpi.da.gov.ph/PVPO/pvpo.html>

[植物新品種の登録と保護]

2. 8 大統領官邸 光メディア委員会(OMB)

Optical Media Board(OMB), Office of the President

住所: 35 Scout Limbaga Street,

Barangay Laging Handa,

Quezon City 1103

Philippines

電話: +632-374-1393 / 410-2488

Fax: +632-374-0237

Website: <http://omb.gov.ph/ombnew/index.php?page=home>

[光ディスクメディア製品の保護]

2. 9 国家図書館

National Library

住所: The National Library

P.O. Box 2926

T.M. Kalaw St., Ermita,

Manila, Philippines 1000

電話: +632-525-3196; 525-1748

Fax: +632- 524-2329

Website: http://web.nlp.gov.ph/nlp/index.php?option=com_frontpage&Itemid=1

[著作権登録]

3. 侵害の定義

3. 1 特許権の侵害

特許権者の承諾なく、フィリピン国内で、下記の知的財産法 71条1項に規定される権利者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見なされます。

1. 特許が製品の場合、その製品の製造、使用、販売の申出、販売、または輸入する行為

2. 特許が方法の場合、その方法の直接的間接的を問わず使用することにより得られる製品の製造、取扱、使用、販売の申出、販売、または輸入する行為、或いはその方法を使用する行為

(知的財産法第 76 条 1 項)

3. 特許権侵害を積極的に誘引するかまたは特許権侵害者に特許製品、或いは特許方法により製造される製品の部品を、実質的に侵害になる使用と知りながら積極的に寄与侵害をする行為

(知的財産法第 76 条 6 項)

例外規定

- フィリピン国内で上市された特許製品を使用する行為
- 特許権者に経済的影響のない範囲での私的で非商業的、または非商業的目的での行為
- 専ら実験目的で特許発明の主題に関連して、製造若しくは使用する行為
- 個人用に供される薬局や薬剤師が処方箋に基づき作成した医薬品やそれを準備する行為

(以上、知的財産法第 72 条)

- 特許の出願日或いは優先権主張日よりも前からの先使用による行為

(知的財産法第 73 条)

- 政府及び政府が指定する第三者が、その発明を公共の利益のために使用する行為

(知的財産法第 74 条)

- 強制実施権が適用される場合

- ① 国家非常事態やその他の緊急事態の場合
- ② 政府の機関が定める公共の利益ために必要な場合
- ③ 特許権者またはその実施権者による実施の態様が反競争的である場合
- ④ 特許権者による非商業的な利用のみである場合
- ⑤ 特許権者による商業的な使用が不十分な場合
- ⑥ 医薬品の受給が合理的な条件で適切な範囲にないと判断した場合

(知的財産法第 93 条)

保護期間： 出願日から 20 年間

3. 2 実用新案権の侵害

実用新案 (Utility Models) にも特許と同様の侵害判断及び例外規定が適用されません。(知的財産法第 108 条)

保護期間： 出願日から7年

3.3 意匠権の侵害

意匠 (Industrial Design) 及び集積回路の配置設計にも特許と同様の侵害判断及び例外規定が適用されます。(知的財産法第 119 条)

保護期間： 出願日から5年間、5 年単位で 2 回更新可能、最長 15 年
集積回路の配置設計は商業的利用開始、既に商業的利用開始がされていた場合は出願日から 10 年間、更新なし

3.4 商標権の侵害

商標権者の権利は知的財産法第 147 条にある、登録商標権者と著名商標権者の権利の侵害の2つの態様があります。

① 登録商標権侵害

商標権者の許諾なく、業として登録された商標と同一または類似する標識または包装箱を、登録された商標及び指定商品またはサービスに関して使用することは侵害を構成する。(知的財産法第 147 条 1 項)

② 著名商標侵害

フィリピンで知的財産法第 123 条 1 項(e)に基づき登録された著名登録商標においては、登録された商品やサービスに類似しなくとも、その使用が著名登録商標権者との関連性を示すような使用であり、そうした使用により権益が損害を受ける恐れがある場合、その使用は侵害を構成する。(知的財産法第 147 条 2 項)

商標権者の許諾のない使用による商標権の侵害の救済は 155 条に次のように規定されています。

業として、商品またはサービスの販売、販売の申出、流通、宣伝その他の事業目的での必要な準備段階に関連して、登録標章の複製、模造、模倣若しくは紛らわしい模倣、若しくは同じ包装箱またはそれら支配的な特徴を使用することによって混同や誤認を生じさせ、錯誤を生じさせるか、欺むくような使用行為が侵害行為とされています。こうした使用には、ラベル、標識、印刷物、パッケージ、包装紙、容器や広告での使用も含まれます。

例外規定

- 善意で自己の名称、住所、ペンネーム、地理的名称、または商品若しくはサービスの種類、品質、量、用途、価値、原産地、若しくは製造や供給の時期に関する使用で、単なる表示や情報の目的であり、商品やサービスの出所を誤認させるものではない行為(知的財産法第 148 条)

保護期間:出願日から 10 年間、10 年単位の更新可能

5年目の末までに証拠とともに使用宣誓書の提出が必要

3. 5 商号と事業名称(知的財産法第 165 条)

商号を登録する義務を規定する法律や規定があっても、そうした名前は、登録前や登録がされていなくとも、第三者による不法行為に対しては保護されなければならない。

特に、第三者による商号の後の使用については、商号、商標や団体商標若しくはそれらの類似商号や商標であっても、使用により誤認させるような虞れのある行為は不法行為として見なし、保護されなければなりません。

保護期間についての規定はありませんが、法人として存続している期間。

3. 6 不正競争行為(知的財産法第 168 条)

登録商標を使用していなくとも、公衆に対して製造若しくは取扱商品、事業またはサービスについて、識別されるようにしている場合、それらに対する商権(のれん)としての財産権を有していると思われ、保護されます。

そうした商権に対して、虚偽や類似する表示や誤認、混同を起こさせるような行為をすることは不正競争行為とされます。こうした不正競争行為に対しても、登録商標に対する第 156 条の救済が適用されます。

保護期間についての規定はありませんが、識別力を有する期間。

3. 7 原産地の虚偽表示(知的財産法第 169 条)

商品、サービス、若しくは商品の包装箱に、用語、条件、名称、記号、図形、及びこれらの組合せ、或いは原産地の虚偽表示、または事実に関する虚偽の若しくは誤認させる記述、若しくは表現を付し、自己と他人との関係若しくは関連性について、誤認、混同または欺瞞する虞がある場合や商業上の広告や宣伝活動においても、自己と他人の商品、サービスまたは事業活動の性質、特性、品質または原産地を偽って説明

する場合は虚偽表示とされます。

本条の規定に違反して標章やラベルが貼られた商品は、フィリピンに輸入またはフィリピン税関を通関することができないうえ、こうした原産地の虚偽表示に対しても、登録商標に対する第 156 条の救済が適用されます。

保護期間についての規定はありませんが、識別力を有する期間。

3.8 著作権の侵害

著作権者の排他的権利は、知的財産法第 177 条著作権者の経済的権利の規定に下記のように列挙されており、こうした権利を実施、許諾及び防止することになります。

- ① 著作物またはその実質的な部分を複製する行為
- ② 著作物の脚色、翻訳、翻案、要約、編曲その他の改作をする行為
- ③ 販売その他の形式の所有権の移転による原著作物及びそれら複製物を最初に一般に頒布する行為
- ④ 視聴覚著作物、映画著作物、録音物に編集された著作物、コンピュータ・プログラム、データその他の素材の編集物または図式形式の楽曲の著作物を貸与する行為
- ⑤ 原著作物またはその複製物を一般に展示する行為
- ⑥ 原著作物を公演する行為
- ⑦ 著作物のその他の公表をする行為

1999 年の Habana 事件では著作権侵害について、次のように言及されています。第三者により原著作物の価値が著しく失われたり、原著作者の作業が実質的に、そして不当なほど占有されたりすれば、それは法律の適用からは著作権侵害がされたと認定するに十分である。(Habana v. Robles, G.R. No. 131522, July 19, 1999)

例外規定

- 公表された著作物を、個人的に無償で、または専ら慈善若しくは宗教の団体や協会のために朗読または上演する行為
- 公正な使用(著作権者の表示がある場合は引用することを含む)を条件として、公表された著作物からの引用物(新聞記事や定期刊行物からの引用を含む)を作成する行為
- 情報の提供を目的とし、情報源が明記されたことを条件として、マスメディアを通じて、現在の政治的、社会的、経済的、科学的または宗教的な話題に関連する

記事、講演、演説、及びその他同様な性格を有する著作物を複製または伝達する行為

- 現在の出来事の一般向けの報道の一部として、その目的に必要な程度で写真、映画または報道を通じて、文学的、科学的または美術的著作物を複製または伝達する行為

- 公正な使用(著作者の表示がある場合は引用することを含む)を条件として、指導を目的として、実例の方法、かつ、公正な使用で、著作物を刊行物、放送、その他の一般への伝達手段、録音または映画に取り込み使用する行為

- その記録が最初に放送された後に適切な期間内に消去されること、そして、著作物の短編要約を除き、長編映画の一般的映画集の一部として視聴覚作品から作成されないことを条件として、学校、大学、或いはその他の教育機関が、その使用のために、放送に含まれる著作物を記録する行為

- 放送機関が、その設備を使用し、かつ、その放送における使用のために一時的に記録する行為

- 公共の利益及び公正な使用である限りにおいて、政府若しくは政府の指示若しくは管理下、国立図書館または教育、科学若しくは専門機関による著作物を使用する行為

- 営利を目的としない団体若しくは組織が規則に定めることができるその他の制限に従い、慈善または教育のためにのみ、公演または公衆への伝達に関して入場料を徴集しない場所で、著作物の公演または公衆への伝達を行う行為

- 著作物が既に公表されているかまたは当該展示する原著作物若しくは複製物が著作者若しくはその承継人により既に他人に販売され、無料寄贈され、その他移転されていることを条件に、映画、スライド、テレビジョン映像及びその他の映写またはその他の装置若しくは方法を用いずに著作物の原著作物または複製物を一般に展示する行為

- 司法手続のため、或いは法律の実務家による専門的助言の提供のために著作物を使用する行為

(以上、知的財産法 184 条)

- 授業、学問、研究その他の類似する目的で複数の複製を含む、批評、論評、事件の報道、教室での使用における著作権を有する著作物を使用する行為

- 他のプログラムとは独立して創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性を達成するためにコンピュータ・プログラムの形式の翻訳及びコードの複製であると解釈される逆編集(decompilation)をする行為

(以上、知的財産法第 185 条)

- 研究及び私的利用のための出版著作物の 1 部のみを複製する行為(知的財産法第 186 条)

- 図書館や保存庫での収益を目的としない 1 部のみを複製する行為(知的財産法第 187 条)
- コンピュータ・プログラムのバックアップ目的での 1 部の作成(知的財産権法第 189 条)
- 個人目的でのソフトウェアの輸入(知的財産権法第 190 条)

保護期間:

- (1) 著作者または創作者の生存期間中及び死後 50 年間
- (2) 出版、映画、音楽、演劇などは発表日の翌年から 50 年間

3.9 植物新品種保護の侵害

植物品種保護規定第 58 条により、権利者には生産若しくは繁殖、繁殖目的での調整、販売の申出、販売若しくはその他の販売活動、輸出入、及びこれらの目的での保管をする権利があります。

権利者の許諾なく、植物新品種、その種の販売や輸出入、繁殖目的での掛け合せなどの行為を行うことは侵害行為とみなされます。(植物品種保護規定第 82 条)

保護期間:

- (1) 樹木やブドウの品種は、登録日より 25 年
- (2) その他の品種は、登録日より 20 年

申請が公開されてから登録までの期間には仮保護が適用されます。

4. 侵害の発見から解決までのフロー

フィリピンでの知的財産権侵害は、食品や飲料、医薬品、アパレルなどでの商標権侵害や模倣品被害が大部分を構成しています。また、アパレル、家庭用電子製品、玩具、化粧品などの侵害品や模倣品が輸出や積替で確認されています。また、CD や DVD、複製書籍、ネットワークからの不正ダウンロードなどの著作権侵害が多く確認されています。

4.1 侵害の発見

通常、フィリピンでの侵害は、知的財産権者が現地の卸売業者や代理店から侵害の事実の報告を受けるか、他の顧客のために侵害品の調査を行っている調査会社

から同時に侵害を見つけたとの報告を受けることなどが考えられます。その後、知的財産権者は、主に、現地法人や通常商標や特許手続きを依頼している代理人に侵害者に対する初歩的な調査を依頼することがあります。例えば、侵害者の資本金やフィリピン国内の支店などの情報は証券取引委員会（SEC）や通産省から入手することができます。

そうした報告から被疑侵害が広範にわたっているようであれば、知的財産権者は民間調査会社や市場調査サービスをする機関を通じて、より詳しい調査をすることを決めることになるかもしれません。一方、報告された侵害者が比較的小規模な場合や十分な規模のある場合でも、提訴をする前に、警告状を送付するかどうかを検討することになるかもしれません。提訴をして、損害賠償を請求するのであれば、通知を発することが、その請求の基礎を作るためには不可欠な作業となります。

4. 2 証拠の収集

知的財産権者が警告状を送るにしても、民事や刑事訴追の準備をするにしても、被疑侵害品の実際のサンプルを購入することは必要です。こうした作業は民間の調査会社やフィリピンの代理店やコンサルタントに依頼することができます。今後の手続きにおいて容認される証拠とするためには、購入は次のような手続きで証拠立てられる必要があります。

- 購入の事実を証明する購入者による宣誓供述書
- 購入に対して発行された領収書
- 違法な商標の使用を示している対象物や商品自体、及びそれらの写真

侵害の証拠を収集することが難しい場合があります。例えば、被疑侵害者が輸入業者であったり、卸売業者であったりすると、小売店舗を持っていないことや倉庫をなかなか発見することができないので先に進めることができないことがあります。

こうしたことから、知的財産権者は目的の倉庫を調べるために民間の調査会社や市場調査サービス提供会社に連絡を取り、そうした会社は、もっともらしい理由、例えば消防検査などを理由にして、調査を試みることとなります。こうしたことは、民事や刑事訴追では、裁判所の求める証拠の要件を満たすために特に必要な作業となります。

もし、こうしたことができなければ、小売店から入手することができた侵害品のサンプルや消費者保護法に基づき製造者や販売者と同一の製品のラベルであることを条

件とした民事や行政訴訟に限られることとなります。

4.3 侵害者の特定

侵害者の特定及びその後の手続きは、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的です。シンガポールには、知的財産権の侵害行為を調査する専門調査会社はいくつかあります。それらの代表的な会社は下記の通りです。

Orion Support Incorporated (OSI)

住所： 4/F Accelerando Building
395 Sen. Gil J. Puyat Avenue
Makati City 1200,
Metro Manila, Philippines
電話： +63-2-890-3090
Fax： +63-2-895-6859
Web： <http://www.osi.com.ph/>

IP Manila Associates

住所： 2nd Floor Sedcco Building
120 Rada cor. Legaspi Streets,
Makati City 1229
Philippines
電話： +63-2-810-0622
Fax： +63-2-892-0846
Web： <http://www.ip-manila.com/>

Truth Verifier Systems, Inc.

住所： 2/F Cityland Bldg.,
128 Pioneer St.,
1550 Mandaluyong City
Metro Manila, Philippines
電話： +63-2-634-7571 / 634-7573
Fax： +63-2-634-7579
Web： <http://www.truthverifier.com/>

ここに掲載している調査会社は参考であり、そのサービスを保証するものではないので、現地の調査会社に連絡を取る前に、現地の法律事務所にご相談し、調査会社の

技能や料金などについて確認することも肝要です。

4.4 権利行使の判断

裁判所にとって、知的財産権者が登録商標などの実体的な登録された知的財産権を所有している場合、差押命令(民事訴訟)や捜査令状(刑事訴追)を出すのは容易なことです。知的財産権者はこうした登録された権利に基づいて、侵害と不正競争の両方に対して提訴することが可能です。

捜査令状が無効になるような最小限のリスクなく、権利行使を成功するためには、裁判所に次のような権利証書や関係書類を提出するか、提出する準備をしておかなければなりません。外国企業の場合には、次のような書類を準備します。

- 対象となる知的財産権の登録証
- 公証認証済みの提訴委任状若しくは同趣旨の取締役会議決書
- 公証認証済みの法人登記簿謄本若しくは抄本
- 購入者による侵害品の購入と侵害者及び侵害場所を証明する公証付き宣誓供述書、侵害品それ自体及び侵害品の写真

ところで、最高裁判所による知的財産権事件実施規則(A.M. No.10-3-10-SC)が、この2011年11月8日に発効しました。これによると、刑事訴追での予備調査請求手続きの要件の変更がありました。つまり、レイド(強制捜査)や権利行使の行為が行われた後に、こうした請求や調査がなされるものとしています。従って、押収命令や捜査令状の発行を請求したときに、予備調査請求をすることができると考えられます。(知的財産権事件実施規則第12条)

申立に必要な書類や証拠が準備できれば、司法長官或いはその侵害場所を管轄する検察官に申請を行います。押収命令や捜査令状は裁判所で発行されることとなります。押収命令の場合、知的財産権者のフィリピンでの代理人は長官に対して、誰が押収の監督をするか連絡をしなければなりません。こうした手続きは刑事訴追では求められない要件です。押収命令や証拠保全命令がなければ、知的財産権者は被疑侵害品を押収することはできません。一方、刑事訴追では、プレーン・ビュー法理(plain view doctrine)が適用できますが、警察機関は捜査令状を取るまでに十分な時間があるために、これを適用しません。

知的財産権者が登録商標など登録された権利を保有していない場合、パッシングオフによる不正競争の申立だけを行うことが可能です。知的財産権者は、そうした場

合に、保護されるべき商権(Good Will/のれん)が存在することを証明しなければなりません。そして、商標が国際的にも有名である場合、知的財産権者は著名商標として認定される条件を備えていることを証明しなければなりません。こうした著名商標と認定される条件は、知的財産事件実施規則第 18 条に規定されています。

知的財産事件実施規則第 18 条

第 2 項 著名商標

著名商標であるかどうかを認定する場合、関連する民間の部門の知識とは、広く一般を指すのではなく、フィリピンでの商標の販売促進の結果として得られた知識が対象となる。商標が著名かどうかを決定する際には、商標が外国でも、フィリピンでも著名であるということを条件として、以下の基準もしくはそれらの組み合わせが考えられる。

- 商標を使用した期間、程度及び地域、特に、商標が付された商品やサービスの広告、宣伝及び博覧会や展示で発表などを含む商標の販売促進活動
- 商標が付された商品やサービスのフィリピン及びその他の国での市場占有率
- 商標固有の或いは獲得した識別力の度合い
- 商標が獲得した品質のイメージや名声
- 世界各国で商標が登録された程度
- 各国の登録商標により達成した登録の排他能力
- 各国で商標が使用された程度
- 各国の商標により達成された使用の排他能力
- 各国で商標に帰属した商業上の価値
- 商標で権利保護が成功した記録
- 商標の著名性を争った訴訟の結果
- 他人により登録されたか、使用されている同一或いは類似する商標の存在または非存在

以上の条件の証明が難しかったり、費用が掛かったりすることが考えられます。例えば、商標の世界各国での登録を示す時には、認定される方式の要件のためにフィリピン領事館での登録証の認証を受けることが必要となります。知的財産権者は、たとえ国際的にも、フィリピンでも著名であることの証明が難しくとも、その裁判所で著名性を主張し、押収命令を発行するように求めることが必要です。そして、そうした請求に基づき裁判所が捜査令状を発行したとしても、知的財産権者がフィリピンで登録を取得している場合よりも無効になる可能性が高いと言えます。

下記の項目は、知的財産権者が権利行使前の準備段階で注意すべきポイントです。

- (1) フィリピンにおいて適切な知的財産権を保有している場合、対象となる知的財産権が有効であることを確認する。なお、対象となる知的財産権がまだ出願係属中で権利が付与されていない場合は、他国での登録状況などを含めて、今後の登録の見通しを確認するとともに、コモンロー上の保護が受けられるかどうかを検討します。
- (2) 利用する知的財産権については、権利範囲を確認し、被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に含まれるのかどうかを比較検討します。
- (3) 必要に応じて、フィリピンの法律事務所から対象となる知的財産権の有効性や被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定書を入手します。
- (4) どのような救済を求めるのか、つまり民事訴訟や刑事告訴による製造や販売の差止、また損害の賠償まで求めるのかどうかを検討します。
- (5) 関連する知的財産権の有効な証明を準備します。
- (6) 委任状などの全ての必要書類を正しく準備します。
- (7) 被疑侵害者の侵害に関する情報や資料を適切に収集、準備します。

4.5 警告状

フィリピンでは知的財産権者が侵害者から民事上の賠償を得るためには、その通知を行うことが法律や規則で求められています。

知的財産法 第3部 商標、サービスマーク及び商号に関する法律

第158条 損害賠償、通知要件

いかなる侵害訴訟においても、登録商標権者は、そうした模倣品が混同、誤認を生じさせるか、欺瞞させる虞があると知りながら実施された行為である場合を除き、利益または損害を賠償させる権利を有さない。登録商標権者が商標とともに「Registered Mark」の用語若しくは円で囲ったRの表示をしていた場合、或いは被告が別の方法で登録について実際の通知を受けていた場合は、そうした登録商標の存在を「知りながら」が推定される。

知的財産事件実施規則

第17条 特許事件での証拠（特許、実用新案及び意匠にも適用）

第3項 存在する特許権の知見に関する推定

特許侵害事件において損害賠償の裁定を受けるには、特許番号とともにフィリピン特許の標記が、

(a) 特許発明或いは特許方法を用いて製造された製品に、

- (b)一般に物品を提供する容器やパッケージに、或いは、
- (c)特許製品や方法に関する宣伝資料に表示されている場合に、
保護される発明若しくは方法にかかる特許の存在を被告或いは被疑侵害者が知っていることが推定される。

知的財産権者が上記のような損害賠償の支払いを求めることに関心がなければ、以上のような事項を前提とした通知について、気を配る必要はありません。

ところで、一般的に、警告状は次のような事項を記載します。

- 知的財産権者の権利、例えば、商標、特許など
- 侵害を請求する根拠、例えば、侵害品の所在や販売されている場所など
- 知的財産権者が被疑侵害者に要求する事項
- 知的財産権者が被疑侵害者に回答を求める期限

このように一般的な警告書では、主として明確に所有する知的財産権を説明し、侵害されている状況を説明するとともに、侵害の差止を求める内容になっています。警告書を送付することだけで、相手が侵害を止めるとは限りません。時には単に当方の情報を相手に通知することにだけになり、更に侵害実態が隠されることがありますので、相手の状況を調査するなど、事前に必要な措置をとることも必要です。

警告をした段階や仮処分をした時点で、和解をすることも考えられます。知的財産権者にとっては有利な条件が整っており、被疑侵害者が応じる意図やその状況が確認できれば、模倣品の没収、出所の開示、侵害の停止を条件に書面による和解交渉を行います。損害額の支払いや謝罪広告などについても、状況により含めると良いでしょう。なお、将来侵害を繰り返した場合のことと考えて、罰則規定を含め、弁護士 の指導のもと書面化することをお勧めします。

警告状の送付は、現地の弁護士に相談し、効果の上がる方法を検討してから実施することをお勧めします。

4.6 侵害に対する法的措置

被疑侵害者との交渉が決裂した場合、知的財産権者は次の権利行使として、以下の対策の何れかを選択することができます。

- 知的財産庁の法務部(BLA/IPOPHL)を通じた行政措置
- 裁判所を通じた民事訴訟

● 裁判所を通じた刑事訴追

行政措置はフィリピン知的財産庁 (IPOP HL) の法務部 (BLA : Bureau of Legal Affairs) を通じて行います。BLA での手続きと救済は通常の裁判所での民事訴訟と類似しますが、以下のような違いがあります。

裁判所は民事や刑事の捜査令状を発行することができるのに対して、BLA は事件の捜査令状を発行することはできず、知的財産権法が認める権限のみを有し、事件が終了した後に、侵害品の廃棄を目的とした押収を命じることができます。この捜査は侵害者に対して課せられるペナルティーと考えられます。そして、BLA はこうした目的のために、暫定救済命令及び差押令状を発行することができます。

2011年11月に制定されたばかりの知的財産事件実施規則 (A.M. No.10-03-10-SC) の民事訴訟の手続きに基づくと、裁判所が判断するために提出された証拠により、民事訴訟手続きが簡素化され、また手続きではいくつかの訴答が禁止されています。なお、これは新しい規則であり、現在のところは引用できる事例はありませんが、従来の BLA の手続きに比べて、早い事件の解決になるかどうかわかりませんが、早い事件解決が新しい規則で目的とするところです。

刑事訴追は初期捜査が必要であるために比較的時間がかかるものですが、通常は被害者の弁護士が民事上の損害賠償が求め、民間の調査会社による審理の請求を検察官が受け入れることから開始されます。刑事訴追では合理的な疑いを超える証明が求められます。レイドを行った場合、差押命令よりも捜査令状のほうが比較的容易に認められるので、一般的には刑事訴追が好まれています。すべての書類や関係資料などの準備が整い次第、刑事手続きでは警察当局を原告として開始されます。刑事訴追手続きは多少時間がかかりますので、レイドが行われた後には、被告が侵害品を販売処分ないように BLA に行政訴追をすることが一部では行われています。

ところで、可能な救済を選択する簡単で早い方法はありませんので、多くの知的財産権者は聴取担当官がより知的財産法に詳しく、また汚職の可能性も少ないとの認識から BLA を選ぶことが一般的となっています。

5. 侵害に対する救済手段

フィリピンでの知的財産権侵害に対する対応状況が知的財産局の年次報告書に掲載されており、各部門での対応状況を確認することができます。2010年度の各部門の実績は下記のとおりです。

部門	事件数	侵害数量	侵害金額(ペソ)
国家検察局知的財産部(IPRD-NBI)	488	1,140,348	3,451,890,700
国家警察虚偽商事犯罪部(PNP)	130	150,085	269,034,957
光メディア室(OMB)	1,054	3,560,907	526,794,650
税関知的財産室(IPUBOC)	3	224,984	1,047,660,000
食品医薬品局(FDA)	-	14	216,568
合計	1,675	5,076,338	5,295,596,875

参照:

http://www.ipophil.gov.ph/document/d08bee98_GRP_Comments_to_USTR_22_February_2011.pdf

5.1 行政措置

知的財産庁法務部(BLA:Bureau of Legal Affairs, Intellectual Property Office in Philippines)は、20万ペソ(参考:36万円、1ペソ=1.8円)以上の損害賠償が求められる知的財産権を含む法律違反事件の行政措置について、最初の管轄権を有します。暫定救済は裁判所の規則及び規定に基づき認定されます。長官は現地の権利行使機関に指示して、知的財産法第10条2項に規定される厳正で効果的な執行を行います。法律違反があってから4年を過ぎると時効が成立し、BLAへの申立はできなくなりますので注意が必要です。

正式な取調の後、法律局長は次の行政処罰を行うことができます。

- (1) 侵害者が侵害行為を停止すべき命令
- (2) 侵害者による次の事項を含む誓約書の提出命令
 - ・ 違反した知的所有権法の規定の順守
 - ・ 不法かつ不公正な行為の停止
 - ・ 侵害品に対する賠償
 - ・ 請求人が支出した経費の弁済
- (3) 侵害品の押収及び処分
- (4) 侵害に使用した設備及びすべての動産の没収

- (5) 5,000 ペソ以上 150,000 ペソ以下の過料
- (6) 庁が与えた認可、ライセンス、許可若しくは登録の取消又は一時的停止
- (7) 庁に申請している認可、ライセンス、許可又は登録申請の保留
- (8) 損害賠償額の評価
- (9) 譴責
- (10) その他類似の処罰又は制裁

申立は申請費用の支払いとともに行い、担当の審査官が決まると、3 日以内に「10 日以内に回答を求める召喚状」を送ります。

被疑侵害者からの答弁があると3日以内に審理前会議が開催され、審理の日程が確定されます。被疑侵害者が出頭しない場合は、不在で審理がなされます。

審理が行われた場合は10日以内に審理にかかるメモランダムを提出します。審理は90日ほどで決議されたものとみなされ、その後30日ほどで判決されます。そして、判決は15日ほどで執行されます。被告は上訴することができます。

こうした規則及び規定による執行は独立しており、通常の裁判所での提訴の申立には影響するものではありません(行政告訴に関する法規第2条第2項)。損害額が20万ペソに満たない場合は、通商産業省(DTI: Department of Trade and Industry)の関連部署に申立することができます。

5.2 民事訴訟

最高裁判所は2011年11月8日付で新しい知的財産事件実施規則(A.M. No.10-03-10-SC)を施行しました。この規則は知的財産権違反を含む民事訴訟と刑事訴追についてのものあり、指定された特別商事裁判所が実施或いは適用するものです。

その民事訴訟については、第2条から第9条に規定されており、知的財産法及びその規則に規定される知的財産権違反に対するものです。そして、対象となるものは、特許、実用新案、意匠及び商標、不正競争、商標ライセンス契約の違反、商標や商号を侵害する輸入商品、商標及び団体商標の取消、原産地虚偽表示、虚偽の表示や記載、契約違反、権利侵害の民事訴訟、その他の知的財産権違反が対象となります。

そして、特別商事裁判所とは、首都圏での司法管轄のあるケソン市(Quezon City)、マニラ(Manila)、マカティ(Makati)とパシッグ(Pasig)に所在する商事裁判所を指しており、フィリピン全体での知的財産権侵害に対する民事訴訟のための捜査令状と差

押命令を発行する権限を有しています。

裁判所は申立(仮差止)があると、24 時間以内に審査を行い、その決定をしなければなりません。捜査差押命令状を裁判所が発行すると、申立者は保証金を支払い、執行官は 10 日以内にその命令を執行することになります。執行官は失効の結果、差押があった場合にはその目次を作成し、提出しなければなりません。

提訴することができるのは知的財産権者ですが、外国人も同様に法律の適用を受けることができます。なお、一旦捜査令状や差押命令が出された後、31 日以内に提訴しない場合は、命令を取下げ、差押えた物品の返還を命令することになります。また、差し押さえられた物品について、60 日以内に返還要求がされない場合には、両当事者に通知の上、廃棄命令が出されることになります。

特許権侵害があるためには、特許権がフィリピンで登録されていることが必要となります。従って、特許出願が係属中であり、まだ認可されていない場合には特許権侵害を主張することはできません。

フィリピンでは、特許権侵害を判断する上で、文言侵害と均等侵害という 2 つの方法(テスト)があります。

文言侵害かどうかを判断(文言侵害テスト)する場合、まず、特許請求の範囲(クレーム)の用語に基づき解釈されなければなりません。被疑侵害物が明らかにクレームの範囲に入る場合、侵害となり、それ以上の判断はしません。特定の要素が特許のクレームの文言上の意味に含まれるかどうかの判断をするために、裁判所は特許のクレームと被疑侵害品を、クレームと明細書の文脈において、すべての重要な要素が実際同一であるかどうか(オールエレメントルール)を判断するために比較します。(Godines v. Court of Appeals, 226 SCRA 338 事件)

均等(或いは均等論)侵害かどうかを判断(均等侵害テスト)する場合は、たとえいくつかの改造や変更があったとしても、従来の発明の概念を組み入れ、実質的に同じ結果を達成する同じ方法で、同じ機能が含まれれば、侵害を構成すると判断します。(Godines v. Court of Appeals, 226 SCRA 338 事件)

フィリピンでは商標侵害に対して、非登録商標を含めてさまざまな救済を採ることができますが、知的財産所有者として自らの商標に対し油断をしていると、商標の識別力のみならず著名性、また商品に商標を使用していたことにより存在していた商標

(のれん)をも失うことにもなるので注意が必要です。

フィリピンでの商標侵害を判断するために、優位テスト(Dominancy Test)と全体テスト(Holistic Test)が行われます。

優位テストは、一般消費者の誤認、混同や欺瞞が生じるような競合する商標同士において、それらが広く行き渡っているか、或いは流行っているか、若しくは支配的な特徴点についての類似性があるか等に注目して行われるものです。複製や模倣の必要性はなく、消費者が感じる商標からくる視聴覚上の印象について注目するものであり、価格、品質、販売ルートや市場構成などの要素にはあまり重点をおかない方法です。

一方、全体テストでは混同の類似性判断において、その商品に適用された商標全体についての検討が必要とされ、ラベル、包装を含みます。観察者の鑑識眼は顕著な文字に注目するのみならず、その他両方のラベルに表されているその他の特徴についても着目し、一方がもう一方と混同するほど類似しているかどうか結論づけるようにする方法です。

5.3 刑事訴追

新しい知的財産事件実施規則において、知的財産権違反にかかる刑事訴追については、第10条から第15条に規定されています。特許、実用新案、意匠、商標の侵害、不正競争、原産地虚偽表示、虚偽表示や記載、放送権の侵害及びその他の知的財産権違反が対象となります。

そして、民事訴訟と同じように、首都圏での司法管轄を有する商事裁判所がフィリピン全体での知的財産権侵害に対する刑事訴追のための捜査令状と差押命令を発行する権限を有しています。

申立はその侵害が発生した地域を管轄する商事裁判所に、情報提供とともに、申立書、宣誓供述書、証拠などを提出します。令状を発行するかどうかについては、情報の提出から10日以内に裁判官が検察による分析や証拠を評価し、決定します。

差押が行われると、申請人や検察官は差し押さえた物品を速やかに審理裁判所に移管する申請をしなければなりません。もし、刑事訴追で差押命令が出されてから60日以内に移管申請がなされない場合、命令を出した裁判所はその捜査令状や命令の無効や差押物品の返還を命じることができます。

なお、情報提出の無効、宣誓供述書の提出延長や延期申請などは禁止されています。

5.4 民事訴訟及び刑事訴追での差押物品の廃棄

申立や情報提供手続きの後であれば、知的財産権者の権利が侵害されており、命令申請、通告及び尋問が行われていれば、裁判所はいつでも差押えた侵害品、対象物や装置ばかりでなく、侵害行為に使用された請求書やその他の販売関連書類、ラベル、標識、印刷物、パッケージ、包装、倉庫や広告のようなものについて、廃棄命令を出すことができます。なお、そうした尋問は被告或いは被疑侵害者の住所に尋問通知に対する反論の機会を与える通知書のみによる事実上略式のものです。

裁判所は、下記の事項を条件に廃棄命令を出すことができます。

- ① 差押えた侵害品の目録及び写真がその保管場所で記録されていること。
- ② 記録された目録及び写真は被疑侵害者側、申立者側、検察官及び裁判官の立会証明がされていること。
- ③ 差押えされた証拠能力のある侵害品の代表的なサンプルがそのまま保存されていること。
- ④ 代表的なサンプルの目次が上記②の関係者により確認され作成されていること。
- ⑤ 廃棄を確認した裁判官が廃棄から5日以内に差押えた侵害品の目録及び写真と代表的なサンプルの目次とともに報告書を提出していること。
- ⑥ 裁判所の命じた額の保証金を申請人が支払っていること。

なお、代表的なサンプルは実際の品目の代用として共用できるものでなければなりません。

5.5 知的財産権侵害と救済内容

以下は、各知的財産権について法律に規定される民事救済内容です。なお、訴訟時効は訴訟原因が生じてから4年であり、この期間を経過すると損害賠償請求ができなくなります。

(1) 特許権（実用新案及び意匠も同じ）

- 侵害差止命令
- 侵害によって受けた損害及び弁護士費用を含む訴訟費用の賠償
（知的財産権法 第76条）

(2) 商標権（商号不正使用、不正競争、原産地表示違反も同じ）

- 侵害者が得た利益または裁判所が認定する利益の損害賠償

- 公衆の誤認または詐欺の意思が立証された場合は損害賠償額の2倍
- 使用差止
- 侵害品の廃棄、単に被疑侵害品から商標を削除するだけでは不十分
(知的財産権法 第 156、157 条)
- * 虚偽表示は損害賠償(知的財産権法 第 162 条)
- * 故意による場合は賠償額の倍額(共和国法 No.166(商標等)第 23 条)

侵害訴訟に対する制限

1. 登録商標の出願日または優先日の前から善意で自己の営業または事業において当該標章を使用していた者
2. 善意で標章その他の侵害物品での印刷業務にのみ携わった者には差止のみ
3. 侵害がメディアにおける宣伝またはその一部であって善意による場合、当該特定メディア自体の差止のみ
4. 善意の並行輸入の薬剤及び特許権満了薬剤
(知的財産権法 第 159 条)

(3) 著作権

- 侵害差止命令
- 実損額、侵害者の不当利得或いは裁判所が認定する損害賠償
- 法的経費やその他の支出に対する賠償
- 訴訟係属中における裁判所の指定する条件による侵害関連物品の証拠押収
- 裁判所の命令による補償なしの廃棄目的での侵害関連物品の証拠押収
- 刑事訴追で無罪であっても、精神的、懲罰的賠償の支払いを含むその他の賠償
(知的財産権法 第 216 条)

(4) 植物新品種

- 実損額、精神的、懲罰的賠償及び弁護士費用
- 侵害差止
- 侵害品の没収
(植物新品種法 第 87-89 条)
- * 時効は侵害の開始日から6年(植物新品種法 第 90 条)

以下は、各知的財産権について法律に規定される刑事訴追内容です。

(1) 特許権 (実用新案及び意匠も同じ)

- 侵害者または侵害者の共謀者が侵害を繰り返す場合、6か月以上3年以内の懲役若しくは 100,000 ペソ以上 300,000 ペソ以下の罰金またはその両方

- 侵害差止命令

* 刑事訴訟の時効は、罪を犯した日から3年

(知的財産権法 第84条)

(2) 商標権 (不正競争、原産地表示違反も同じ)

- 2年以上5年以下の懲役及び50,000ペソ以上200,000ペソ以下の罰金

(知的財産権法 第170条)

(3) 著作権

- 初犯は1年以上3年以下の懲役、及び50,000ペソ以上150,000ペソ以下の罰金
- 再犯は3年と1日以上6年以下の懲役、及び150,000ペソ以上500,000ペソ以下の罰金
- 3度目以上の犯行は6年と1日以上9年以下の懲役、及び500,000ペソ以上1,500,000ペソ以下の罰金
- 支払不能である場合、懲役の追加

(4) 植物新品種

- 3年以上6年以下の懲役及び若しくは侵害により得た利益の3倍の賠償、利益がない場合は100,000ペソ以下の罰金

(植物新品種法 第90条)

(5) 光メディア

- 3年以上6年以下の懲役及び500,000ペソ以上1,500,000ペソ以下の罰金
- 1年以上3年以下の懲役及び100,000ペソ以上500,000ペソ以下の罰金
- 30日以上90日以下の懲役及び25,000ペソ以上50,000ペソ以下の罰金

(光メディア法 第19条)

5.6 税関対策

税関による水際取締手続は、WTO/TRIPの規定に基づき、税関行政手続命令 (Customs Administrative Order: CAO) 第7-1993によって規定され、その後知的財産権法に対応させるために CAO 第6-2002が規定されて、輸入が禁じられている模倣品及び知的財産権侵害品の差止や処分の行政手続が定められました。また、関税法(TCCP)は第2530条、2536条で違法輸入品の没収、第3601条で罰則を定めています。

(1) 知的財産権の登録

知的財産権者は、税関知的財産室に取締りを希望する対象の知的財産権を、必要書類、宣誓供述書、及び手数料とともに登録(recordation)することで、登録後 2 年間、その後 2 年毎の更新、模倣及び侵害品に対する差止ができます。未登録知的財産権の場合、権利者は輸入差止をその都度申請することができます。登録手数料は製品毎 2,000 ペソ、最大 20,000 ペソ。

登録可能な知的財産権

- 特許、実用新案及び意匠
- 商標及びサービスマーク
- 地理的表示
- 著作物及び著作隣接権
- 集積回路設計配置権

実務上は商標や地理的表示による輸入差止をするのが一般的であり、その他の権利について、税関検査官が侵害非侵害の判断をするのは難しいと考えられます。

(2) 税関での手続きの流れ

1. 警告停止命令 (ALERT/HOLD ORDER)

疑義のある貨物の輸入が発見された場合、税関は当該貨物及び書類の検査と確認のために警告／停止命令を発行します。

2. 貨物検査

警告停止命令が発行されると 24 時間以内に、税関の徴収官と権利者、荷受人の立会いの下、保税倉庫で検査が行われます。差止すべき証拠が見当たらない場合は直ちに解放されて手続きが再開されます。侵害を立証するのに十分な証拠がある場合には、拘置命令 (Warrant of Seizure and Detention: WSD) が発行されます。権利者は代理人を指定して、立会を行うことができます。

3. 差押

拘置命令が出されると差押となり、5 営業日以内に権利者或いは代理人、荷受人もしくは当該貨物の所有者に書面で通知されます。差押には保証金支払が制度上あります。通知後 10 日以内に権利者から何の対応もない場合、差押貨物は没収されます。

4. ヒアリング

税関の担当官は、権利者もしくは代理人、荷受人などを個別に呼んで、ヒアリングを行います。

5. 決定命令

税関の担当官は、ヒアリング後 20 営業日以内に全ての関係者のヒアリングを終え、没収または解放の命令を出します。権利者或いは荷受人は命令に不服の場合、税関に不服申立をするか、地域の裁判所に救済措置の申し立てをすることができます。

6. 差押貨物の廃棄

侵害と判断され没収された貨物は税関により破砕処分されます。規定にはありませんが、処分に際し、権利者に事前通知がされ、立会が求められる場合があります。

5.7 その他の救済方法

フィリピンでは最高裁判所の指導のもと2001年にフィリピン調停センター(Philippine Mediation Center)が設立され、仲裁及び調停制度が導入されています。2006年には裁判制度改革の一環で、裁判紛争解決(JDR)を導入し、裁判所での調停が不調になった場合のその後の調停対応を改善しています。一方、2004年には仲裁規定となる、共和国法 No.9285 代替紛争解決法(ADR)が制定されていますが、運用は十分とは言えません。

知的財産庁は、2001年4月から調停業務を開始し、2010年1月に新しく知財仲裁局を設置しています。これに併せて、仲裁推進委員会は仲裁手続規則の草案を作成しています。仲裁局の主な業務は次の通りです。

- ① 知的財産権または不正競争における知的財産権違反に対する行政申立
- ② 異議申立及び取消に関する当事者系事件
- ③ 技術移転の支払いに関する紛争
- ④ ライセンス条件に関する紛争
- ⑤ 行政申立事件での決定に対する不服
- ⑥ その他の知的財産局が取扱った和解事件

現在までに調停はいくつか行われていますが、実績がどれほど上がっているかは不明ですので、必要に応じて現地の弁護士事務所に確認されることをお勧めします

6. 留 意 事 項

2011年5月にフィリピンは劇場での不正なビデオカメラの使用に対する厳しい規制を立法化し、アメリカ通商代表部(USTR)の301条に基づく不定期審査(OCR)対象国リストから外れました。

フィリピンでは映画などの著作権の侵害対策を行うために、光メディア法に併せて、光メディア委員会(Optical Media Board、以下 OMB)を設置しています。その役割は、光メディアの原版作成、製造、輸出入、また関連機器や資材の輸出入、取得、販売、流通、使用などの検査、捜査令状の手配、差止物品の留置、刑事訴追の申立、行政事件の審理と決定、及び処分がその業務となっています。

また、光メディア法は、次のような場合に追加的刑事罰規定を設け、光メディアにおける著作権対象物の保護と更なる強化を図っています。

1. OMB の許可なく、製造機器などの輸出入、取得、販売、流通、保有及び運用
2. OMB の許可なく、光メディアの原版作成、製造、複製、輸出入
3. 権限や所有者の同意なく、収益目的で知的財産のある原版作成、製造及び複製
4. 完成品に SID コードを付与せず、光メディア原版作成、製造及び複製
5. 完成に誤った SID コードを付与し、光メディアの原版作成、製造及び複製
6. OMB による検査の拒否、或いは検査実施中に違反が発見された光メディア、機器類や製造資材の引渡拒否

一方、フィリピンでもブロードバンドのインターネット利用者が増加し、インターネット上での模倣品や侵害品の販売や著作物を無断でアップロードやダウンロードをする行為が増加しています。国内のインターネット上の海賊版も増加しています。2000年6月14日には、共和国法 No.8792 電子商取引(Eコマース)法が制定され、責任の所在が法律上で成文化されています。

こうしたインターネット上での知的財産権の侵害については、一部著作権の対応を除いて、既存の法規制の運用や消費者保護法の利用で対応できます。しかし、侵害者の特定などは難しいところもありますので、ネットワーク事業者との交渉などを行うことにより、ネットワーク上での侵害行為をおさえることもできます。

なお、電子商取引法第33条には、インターネット上の犯罪に対する罰則として、最

少 100,000 ペソの罰金、受けた損害額及び 6 か月以上 3 年未満の禁固を決めています。

侵害訴訟においては、被告が次のような抗弁をすることが考えられますので、事前に十分権利の状況を確認することをお勧めします。

- (1) 被告の商標・商号は、原告のものと混同を生じさせるほど類似していない
- (2) 登録商標や商号が普通名称化したり、希釈化している
- (3) 商標や商号、特許や意匠などが無効である
- (4) 権利は不正または法律の規定に反して登録され無効である
- (5) 登録者はフィリピンにおいて商標や商号を事業に使用していない
- (6) 侵害とされる行為が登録された権利の範囲に入らない
- (7) 被告による商標・商号の使用に同意している
- (8) 原告に懈怠や禁反言の罪がある

なお、知的財産権の権利者情報が変更されている場合には、事前に変更手続きを行うことが必要です。また、商標権などは不使用取消手続きを受けても対応できるように、権利行使を決定する前に使用状況を含む、権利の安定性について把握することにも気を配ることをお勧めします。

7. その他の関連団体

7.1 フィリピン 知的財産協会

Intellectual Property Alumni Association of the Philippines (IPAA)

住所: c/o Sapalo Velez Bundang & Bulilan,
11th Floor, Security Bank Centre,
6776 Ayala Avenue, Makati City,
Philippines

Tel: +632-891-1316

Email: info@sapalovelez.com

[発明協会 APIC 知財コース研修参加卒業生による組織]

7.2 フィリピン 認定特許代理人協会

Philippine Association of Certified Patent Agents (PACPA)

[1992 年に特許弁理士の認定と促進を目的とした組織]

7.3 フィリピン 知的財産協会

Intellectual Property Association of the Philippines (IPAP)

住所: Unit 2304-A, Tektite West Tower,
Philippine Stock Exchange Center
Exchange Road, Ortigas Center, Pasig City
Philippines

Tel: +632-687-6443

Fax: +632-687-6713

Email: info@sapalovelez.com

7.4 フィリピンライセンス協会

LES Philippines Inc. Licensing Executives Society Philippines

住所: c/o Bengzon Negre Untalan Intellectual Property Attorneys
2/F SEDCCO Building, 120 Rada cor. Legaspi Streets
Legaspi Village, Makati City, 1229
Philippines

Tel: +632-813-0120

Fax: +632-894-2073

Email: admin@lesphilippines.org.

[国際ライセンス協会のフィリピン支部]